

基政発 1019 第 1 号
雇均有発 1019 第 1 号
平成 30 年 10 月 19 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省労働基準局
労働条件政策課長
雇用環境・均等局
有期・短時間労働課長
（公印省略）

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」成立に伴うご協力のお願い(周知)

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号。以下「改正法」という。）につきましては、本年 4 月 6 日に第 196 回国会に法律案が提出され、同国会において、一部修正の上、本年 6 月 29 日に可決成立し、同年 7 月 6 日に公布されています。

働き方改革は、働く人々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で「選択」できるようにするための改革です。

この働き方改革を実現するためには、我が国の雇用の 7 割を占める中小企業・小規模事業者はもとより、地域福祉の推進等を図ることを目的とする社会福祉法人においても働き方改革の趣旨をご理解頂き、その上でしっかりと取り組んで頂くことが重要となるため、下記 2 点についてご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して周知いただきますようお願いいたします。

記

1 改正法の周知について

厚生労働省においては、改正法の内容の当面の周知として別添1及び別添2を作成しておりますので、所轄庁におかれても、所管の社会福祉法人に対して、当該資料の活用等により啓発をお願い申し上げます。

2 働き方改革推進支援センターの利用勧奨について

厚生労働省においては、中小企業・小規模事業者が働き方改革の実現に向け、改正法の周知をはじめ、36協定の締結の仕方、就業規則の作成方法、賃金規程の見直しなどの必要な情報やノウハウを提供し、中小企業・小規模事業者からの求めに応じた相談の支援を実施するため、本年4月から全国に「働き方改革推進支援センター（以下、「センター」という。）」を開設しておりますので、その利用勧奨をお願い申し上げます。（別添3）。

【センターにおける具体的な事業】

- ・ センターに配置されている専門家による窓口相談等・個別訪問支援
- ・ 地域の商工団体、よろず支援拠点等と連携を図り、各地域において出張相談会や企業向けのセミナーの開催

（センターによる支援は、社会福祉法人も対象としているほか、社会福祉法人が主催するセミナーへの講師派遣も無償で行っています。）